

## 役員報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人やまびこ（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次に各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 評議員に対しては、定款第8条に定めるとおり報酬等は支給しないものとし、理事及び監事に対しては、定款第21条に定めるとおり、職務執行の対価として、次の区分により報酬等を支給する。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事 月額報酬
- (2) 非常勤の役員 日額報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 定款第21条に定める報酬等の総額の範囲、及び報酬等の支給基準は、次の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、評議員会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 賞与 支給しない
- (3) 退職慰労金 支給しない

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 月額報酬 当月分を翌月21日(ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、契約職員給与規程第3条の規定に準じて支給)

(2) 日額報酬 監事の会計監査への出席に限り、その都度、支給する。

2 報酬等は、現金により本人に(死亡により退任した者の退職慰労金にあっては、その遺族に)支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬の日割り計算)

第7条 新たに報酬支払い対象の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 月の途中における就任、退任、または解任の場合の報酬の額は、その月の歴日数を基礎として日割りによって計算する。

3 日割り計算により、報酬額が1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成13年 3月24日から施行する。

平成17年 4月 1日一部改正

平成19年 3月28日一部改正

平成26年 9月26日一部改正

平成29年 6月19日一部改正

令和 4年 3月24日一部改正

別表第1 (報酬等の支給基準)

(1) 月額報酬 (常勤)

役職名	報酬の額	報酬の根拠等
理事長	月額 50,000 円	毎週1日以上勤務と、その他法人業務の職務執行
理事		常勤の理事を置かない。
監事		常勤の監事を置かない。

(2) 日額報酬 (非常勤)

役職名	報酬の額	報酬の根拠等
理事長		月額報酬で支給済
理事		報酬は支給しない。(費用弁償を支給する。)
監事 (経理有識者)	日額 10,000 円	税理士等の経理有識者監事の監査等への出席に限り、役員会等の場合は、費用弁償のみとする。
監事 (一般)	日額 5,000 円	一般有識者の監事の監査等への出席に限り、役員会等の場合は、費用弁償のみとする。